

はじめに

——すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。 世界人権宣言 第一条——

平成三十年は、国連総会において「世界人権宣言」が採択されてから七十年という節目の年です。また、採択された翌年から毎年十二月十日を最終日とする一週間を「人権週間」と定め、人権尊重思想の普及啓発が図られてまいりました。しかしながら、今日の社会においてもなお、はじめの問題、障害のある人や高齢者に対する人権侵害、インターネット上での誹謗、中傷の書き込み等、様々な人権問題が発生しております。

こうした中、人権についての理解を深めるとともに、日常生活の中で人権への配慮が態度や行動に現れるような人権感覚の育成に主眼を置いた人権教育の推進・充実が一層求められています。

「はばたき」には、子供の豊かな感性で人権についてとらえた作品が載せられております。思いやりに満ちた温かい心や社会のあり方を鋭く突いた高潔な精神などにあふれた子供たちの文章には、人の心を打つものがあります。この「はばたき」が、他人の痛みに気付いているか、差別や偏見の種が隠れていないか、人権を尊重できているかなど、自分自身の心を見つめ直すきっかけとなるとともに、学校や地域・家庭等で広く活用され、人権尊重の輪が一層大きく広がることを切に願っております。

おわりに、すばらしい作品を応募してくださった児童生徒の皆さん、御指導をいただいた学校の先生方、刊行にあたって御協力いただいた編集委員の皆様には厚くお礼申し上げます。

平成三十年十二月

埼玉県教育局市町村支援部人権教育課長

吉野 雅彦